漁業法（昭和２４年法律第２６７号。以下「法」という。）第５８条において読み替えて準用する法第４２条第１項の規定及び同項の規定を実施するため、法第５７条第１項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業のうち、手繰第三種漁業（とりがいけた網漁業）について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和６年２月２７日

京都府水産事務所長

１　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置

漁業種類	船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第三種漁業（とりがいけた網漁業）	３２隻	５トン以下	京共第８号	５月１５日から８月１５日まで	操業に関して京都府漁業協同組合の同意を得ている者
			京共第１１号	７月１日から１０月３１日まで	
			京共第１１・１２号		
			京共第１２号		

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和６年３月１６日から令和６年４月１５日まで

３　備考
（１）許可の有効期間
この許可の有効期間は、操業区域京共第８号については令和６年５月１５日から令和１１年５月１４日まで、操業区域京共第１１号、第１１・１２号及び第１２号については令和６年７月１日から令和１１年６月３０日までとする。
（２）許可又は起業の認可に付する条件
この許可又は起業の認可には、京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針に掲げる条件を付すことがある。